

会

長 こんにちは。

立冬を過ぎ、暑かった秋から一気に冬へと季節が変わりました。

朝晩の冷え込みも厳しくなり、インフルエンザなど季節性の病気が、はやり始めております。委員の皆さんは体調管理に、十分注意してください。

では、改めまして只今から、平成30年度第8回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は5番中野 浩光委員と6番 三宅 正恭委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第21号】

・農地法3条の規定による許可申請 1件

【議案第22号】

・農地利用計画変更の申出 3件

【議案第23号】

・農地パトロールの結果に基づく利用意向調査の実施

(2) 報告案件について

【報告第17号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 2件

【報告第18号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 16件

【報告第19号】

・生産緑地のあっせんに係る協力依頼 1件

それでは、【議案第21号】 農地法3条の規定による許可申請1件 を議題といたします。

9番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号9をご覧ください。

申請地は、春日舟付____番で登記、現況ともに田で面積は____㎡です。

譲渡人を____様、譲受人を____様とする所有権移転の申請です。

労力不足により耕作できない____様と農業経営の規模拡大をしたい____様からの申請になります。

____様は、トラクター、耕運機、軽トラを1台所有しており、従事日数は200日、経営面積は2,298㎡、通作距離は平均0.75km、平均通作時間は3分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は櫻井委員ですが。

櫻井委員 申請書にはトラクター、耕運機をリースしていると書いてあるが、それを証明する必要はないのか。

事務局 以後リースしている農機具がある場合、リースの契約書やそれに類する書類の添付をしていただくことにいたします。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、【議案第22号】農地利用計画変更の申出3件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第22号をお願いします。

この案件は議案書のとおり清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会等に意見を求めるものです。

今回の申出は3件ございます。

この農用地の除外には、5つの要件というものがあり、

① 他の土地で代えることが困難なこと

- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していること、などがあげられます。

整理番号3より説明いたします。

所在地は、一場弓町地内記載のとおりです。面積397㎡で、分家住宅の建築を目的とした申し出となります。

5つの要件は全てクリアーしております。

現在、名古屋市西区の共同住宅で妻と暮らしていますが、今回子供を授かり出産に向け準備を進める中で、将来を見据え実家の近くで土地を探しましたが実家は農用地の周辺部で2方を県道に囲まれ県道周辺の市街化地域に余剰地は無く適当な物件が見つからず今回の申し出となりました。

該当地は農用地の周辺部となります。

農地区分は幅員4m以上で水道・ガス管の埋設される市道に接し半径500m以内に2つ以上の医療施設等の有る第3種農地で、農地法の許可基準はエー(イ)に該当し「許可できる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

続きまして、整理番号4

所在地は、春日須ヶ田地内記載のとおりです。面積は300㎡で、分家住宅の建築を目的とした申し出となります。

5つの要件は全てクリアーしております。

現在、北名古屋市の共同住宅で夫と暮らしていますが、今後出産、生活基盤の安定を考える中で、将来を見据え実家の近くで土地を探しましたが適当な物件が見つからず今回の申し出となりました。

位置は農用地の周辺部となります。

農地区分は住宅、店舗等の連たんする区域にある第3種農地で、農地法の許可基準はエー(イ)に該当し「許可できる」と判断されます。

関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

続きまして、整理番号5

所在地は、一場弓町地内記載のとおりです。面積2,625㎡で、

公民館の建築を目的とした申し出となります。

火葬場建設のため周辺対策として行う事業で、地域からの要望により該当地が選定されました。

土地収用法第22条第2号により許可不要です。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

続きまして、【議案第23号】 農地パトロールの結果に基づく利用意向調査の実施を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 (事務局説明)

会 長 何かご質問、ご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第17号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 では、読み上げさせていただきます。

番号 20、新清洲五丁目____で登記畑、現況宅地です。

石 塚 委 員 特に問題ありません。

事務局 番号 21、土器野北中野____で登記畑、現況鉄道敷地です。

堀田委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
続きまして、【報告第18号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。
番号 76、朝日貝塚____で登記、現況共に畑です。

猪子委員 特に問題ありません。

事務局 番号 77、上条二丁目____で登記、現況共に畑です。

石塚委員 特に問題ありません。

事務局 番号 78、阿原宮前____で登記、現況共に田です。

八木委員 特に問題ありません。

事務局 番号 79、阿原神門____で登記、現況共に田です。

八木委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 80、清洲神明町____で登記畑、現況宅地です。

日下部委員 特に問題ありません。

事務局 番号 81、土田三丁目____で登記畑、現況休耕畑です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 82、東外町____で登記畑、現況雑種地です。

浅井委員 特に問題ありません。

事務局 番号 83、助七二丁目____で登記田、現況雑種地です。

浅井委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 84、阿原宮東____で登記田、現況雑種地です。

八木委員 特に問題ありません。

事務局 番号 85、上条二丁目____で登記田、現況雑種地です。

石塚委員 特に問題ありません。

事務局 番号 86、西枇杷島町城並一丁目____で登記、現況共に田です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 87、鍋片三丁目____で登記田、現況畑です。

浅井委員 特に問題ありません。

事務局 番号 88、萩野____で登記畑、現況雑種地です。

堀田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 89、桃栄二丁目____で登記田、現況雑種地です。

堀田委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 90、西枇杷島南二ツ杵_____で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 91、春日西____で登記宅地、現況畑です。

林委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については

以上になります。

- 会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
続きまして、【報告第19号】生産緑地のあっせんの協力依頼です。
事務局に説明を求めます。
- 事務局 清須市長より農業委員会宛に11月21日付けの文書にてあっせんの
協力依頼がありました。
場所は、議案書及び地図に表示のとおりです。
清須市朝日五条72番1、72番2
の2筆を一団とする農地です。
継続して耕作する希望のある方がお見えになれば、申し出ていただき
たいと思いますので、地区でのご確認をお願いします。
申出があった場合、農業委員会として取りまとめ、担当課の都市計画
課へ報告致します。
買取希望がある場合は、12月21日までに事務局へ連絡をお願いします。
- 会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、その他、へ移ります。事務局、何かありますか。
- 事務局 ・全国農業新聞について
- 会 長 それでは、次回開催について確認します。
平成30年12月25日、火曜日、午後2時から、場所は今回と変わ
りまして清須市役所南館3階 大会議室 にて開催予定ですのでよろしくお
願いします。
以上で平成30年度第8回農業委員会を閉会します。
本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。